

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市常磐土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）植田下地区）を行うことについて平成27年10月28日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成27年11月12日から同年12月2日まで縦覧に供する。

平成27年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造